事務所通信



令和5年1月号 山本修税理士事務所 株式会社 川島経営研究所

http://www.kawa-kei.co.jp

〒105-0014 東京都港区芝 2-2-15 芝ヒロセビル5F

TELO3(3456)4361 FAXO3(5476)7255 <u>Ex-llinfo@kawa-kei.co.jp</u>

謹 賀 新 年

新年あけましておめでとうございます。今年もよろ しくお願いします。

2023年、正月三が日とも天候はよく、初詣日和 となりました。皆様におきましても良い新年を迎えら れたことと存じます。

本年も引き続き、ご交諠、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。



相続税、贈与税の見直し

税制改正大綱の話です。

先月 16 日に 2023 年度の税制改正の内容が発表されました。その中で相続税、贈与税に関する改正が注目されております。

相続が発生した場合、現行では被相続人の死亡前3年間において行っていた相続人への贈与について、相続税の計算に含めております。

これを生前贈与加算といいますが、この**生前贈与加 算が、3年から7年に延長**となっております。

2024年1月1日以降の贈与から適用される予定です。

現行制度の解説

現行の贈与税の申告方法には暦年贈与と相続時精算 課税という2つの方法があります。

(1) 暦年贈与の相続税の取り扱い

暦年贈与は毎年贈与税の基礎控除として 110 万円までは無税です。基礎控除である 110 万円を超えると贈与税の申告義務が発生します。110 万円を超えた金額については贈与税が課税されます。その年ごとに累進課税の税率がかかります。

この暦年贈与を利用したものについては、相続税申 告時において相続発生日から3年間遡り相続財産に加 算して相続税の申告をいたします。

既に申告により納付した贈与税は、算出された相続 税から控除します。

(2) 相続時精算課税による贈与の相続税の取り扱い 贈与時においては累計 2,500 万円までは非課税と なります。贈与税の有無にかかわらず贈与が行われる たびに贈与税の申告が必要となります。累計で 2,500 万円を超えた贈与についてそこからは一律 20%の贈 与税がかかります。

相続時精算課税による制度を一度利用するとその年 以降すべての贈与について相続時精算課税による贈与 対象となり、相続税申告時にすべての贈与財産が相続 財産に加算されます。

既に申告により納付した贈与税は、算出された相続 税から控除します。

(3) 贈与のメリット、デメリット

贈与は早く次世代へ資産を移し、贈与を受けた次世代がその資産を使用、消費することで、経済の活性化を期待するものです。ただし贈与税率は相続税率よりも累進課税の税率が高くそのことが贈与にブレーキをかけております。

暦年贈与のメリットは、相続が発生した際に開始前 3年を過ぎたものについて生前贈与加算は不要なこと です。毎年こまめに贈与していれば3年が過ぎて生前 贈与加算から外れれば相続税の節税効果があったこと になります。 また暦年贈与、相続時精算課税による贈与の共通の メリットとしては贈与時点での評価を相続時に用いる ため、相続時に加算されたとしても値上がりしている 財産については、贈与を利用していた方が値上がり分 だけ相続時に評価差額を得したことになります。ただ し値下がりした場合の考慮はありません。

改正に当たり追加される事項

(1) 暦年贈与について

- ① 生前贈与加算対象期間が7年になる。
- ② 2024年(令和6年)1月1日以降に受けた贈与について、加算期間の延長を適用する。 2027年1月以降の加算期間は順次延長していく。加算期間が7年となるのは2031年1月以降となる。
- ③ 延長となった 4 年分については、<u>総額 100</u> 万円まで相続財産に加算しない。

(2) 相続時精算課税制度について

- ① 暦年贈与と相続時精算課税の選択制は引き続き維持する。
- ② 相続時精算課税で受けた贈与については、暦 年贈与とは別に毎年 110 万円までは課税し ない。
- ③ 土地建物が災害で一定以上の被害を受けた場合は相続時に再計算する。
- ④ 相続時に累積額を相続財産に加算して相続税を課税する。その際に相続時精算課税を利用していた場合はそれ以降の贈与を全て管理しますが、毎年基礎控除 110 万円までの贈与については贈与税が課税されず、相続時にも加算されないというメリットが追加されます。

適用スケジュールについて

税制改正案は 2024 年 1 月 1 日以降の贈与から適用されます。それまでの贈与税については、今までどおり相続開始前3年以内の贈与のみ生前贈与加算となります。

2024年1月1日以降の相続から段階的に年数が加算されます。

イメージとしては以下のようになります。

改正案のスケジュール

相続が発生	遡る期間	
した年		かる 独国
2022	3年	2019年贈与以降が対象
2023	3年	2020年贈与以降が対象
2024	3年	2021年贈与以降が対象
2025	3年	2022年贈与以降が対象
2026	3年	2023年贈与以降が対象
2027	3年~4年	2024年贈与以降が対象
2028	4年~5年	2024年贈与以降が対象
2029	5年~6年	2024年贈与以降が対象
2030	6年~7年	2024年贈与以降が対象
2031	7年	2024年贈与以降が対象
2032	7年	2025年贈与以降が対象

その他の贈与税関係

1. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

非課税枠は1500万円のままとして以下の点が改正されます。

- ① 適用期間が令和5年3月31日まで
- ⇒ 令和8年3月31日までの3年間延長予定です。
- ② 契約終了時の残高に対して<u>特例税率を適用</u>して贈 与税を課税する
- ⇒ 本則税率を適用する。

2. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

非課税枠は1000万円のままとして以下の点が改正されます。

- ① 適用期間が令和5年3月31日まで
- ⇒ 令和7年3月31日までの2年間延長予定です。
- ② 契約終了時の残高に対して特例税率を適用して贈与税を課税する
- ⇒ 本則税率を適用する。

(担当 芝事務所:山本 修)